

2015年1月5日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第359号）

国家外貨管理局、 銀行向け外国為替規定を整理 ポジション管理方式を調整

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は、2014年12月25日付で『銀行による元転・外貨転業務取扱管理弁法実施細則』の印刷・配布に関する通達』（匯発[2014]53号、以下『実施細則』という）を公布しました。銀行が取り扱う外国為替業務に関する実務規定を整理したもので、2015年1月1日より施行されています。

□ 外貨預貸比率による調整を廃止

『実施細則』は、中国人民銀行が2014年6月22日付で公布した『銀行による元転・外貨転業務取扱管理弁法』（中国人民銀行令[2014]第2号、以下『2号弁法』という）¹の実務規定にあたり、外国為替業務取扱開始の申請方法、銀行自身の経営に係わる通貨両替、対顧客デリバティブ取引の取扱条件、外国為替のポジション管理等を規定しています。

国家外貨管理局は、国内で外国為替業務を取り扱う銀行に対し、元転・外貨転総合ポジション管理を実施しています（『2号弁法』第20条）。銀行は、一般企業・個人に対する外国為替の売買や銀行自身の経営に係わる元転・外貨転、インターバンク市場での外国為替取引により発生するポジション（外貨持ち高）を外貨管理局が定める一定限度額内に収めなければなりません。

国家外貨管理局は今回、ポジション管理を「日ごと」から「週ごと」へと変更。銀行に対し、週内営業日のポジション平均を一定限度額内に維持する管理方式を適用することとしました（『実施細則』第45条）。また、『実施細則』の施行に伴い、外貨の不正流入を防止する狙いで実施した『外貨資金流入管理の強化に関連する問題についての通達』（匯発[2013]20号）²の一部（第1条）を廃止し、ポジションの下限を外貨預貸比率にリンクさせる措置を終了しています。

¹ 『2号弁法』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第337号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ <http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0342-XF-0105.pdf>

² 同通達の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第262号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ <http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0266-XF-0102.pdf>

一方、銀行による対顧客デリバティブ取引については、国家外貨管理局が2014年6月23日付で公布（2014年8月1日施行）した『銀行による対顧客人民元・外貨デリバティブ商品業務取扱管理規定』の印刷・配布に関する通達』（匯発[2014]34号、『実施細則』施行に伴い廃止）の規定内容を引き継いでおり、取引の実需原則や取扱可能な取引種類等に変更はありません（図表参照）。

【図表】中国で銀行が取扱可能な外国為替取引（対顧客）の種類

取引種類	中国語	主な規定内容など	
直物元転・外貨転	即期结售汇	取引日の為替レートに基づき2営業日以内に両替決済を完了させるスポット取引	
人民元・外貨デリバティブ商品業務	為替予約	远期结售汇	受渡における差額決済は不可
	為替スワップ	外汇掉期	直物の元転・外貨転と反対方向の為替予約を組み合わせた取引。直物元転する外貨は外貨管理上、元転可能な資金に限る
	通貨スワップ	货币掉期	異なる通貨のキャッシュフローを交換する取引。以下の取引が可能になっている ① 元本交換が取引開始日・終了日2回の取引 ② 元本交換が開始日・終了日どちらか1回の取引 ③ 元本交換なしの取引（クーポン・スワップ） （①に係る元転・外貨転は為替スワップ業務の管理規定を参照、②に係る元転・外貨転は実需原則を遵守）
	通貨オプション	外汇期权	✓ ヨーロピアンオプションのみ取扱可 ✓ コール（購入）、プット（売却）ともに取扱可 ✓ 複数オプションの多様な組み合わせも可能に ✓ オプション料の支払に係る通貨種類は人民元に限る ✓ 権利行使で発生する顧客の外貨収支は、実需背景が支持する実際の規模を超えてはならない

（『2号弁法』『実施細則』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

*

『実施細則』の詳細については、3ページからの日本語仮訳および19ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

国家外貨管理局

匯発[2014]53号

『銀行による元転・外貨転業務取扱管理弁法実施細則』の印刷・配布に関する通達

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深圳・大連・青島・アモイ・寧波市分局、各全国性中国資本銀行：

銀行による元転・外貨転業務取扱を利便化するため、『銀行による元転・外貨転業務取扱管理弁法』（中国人民銀行令[2014]第2号）に基づき、国家外貨管理局は『銀行による元転・外貨転業務取扱管理弁法実施細則』（付属文書1を参照）を制定した。本細則は、2015年1月1日より実施し、付属文書2に列挙した文書および条項は同時に廃止する。遵守執行されたい。

国家外貨管理局各分局、外貨管理部は、本通達を受け取った後、遅滞なく管轄内の中心支局、支局および中国・外国資本銀行に転送しなければならない。執行中、問題に遭遇した場合、遅滞なく国家外貨管理局国際収支司と連絡を取る。連絡電話は 010-68402313、68402385。

特にここに通知する。

- 付属文書：1. 銀行による元転・外貨転業務取扱管理弁法実施細則
2. 廃止する外貨管理法規

国家外貨管理局
2014年12月25日

付属文書1

銀行による元転・外貨転業務取扱管理弁法実施細則

第1章 総則

第1条 銀行による元転・外貨転業務取扱を利便化するため、『銀行による元転・外貨転業務取扱管理弁法』に基づき、本実施細則を制定する。

第2条 銀行による元転・外貨転業務は、本細則およびその他の元転・外貨転業務関連管理規定を遵守しなければならない。

第3条 元転・外貨転業務は、直物元転・外貨転業務および人民元・外貨デリバティブ商品（以下「デリバティブ商品」という）業務を含む。デリバティブ商品業務は、人民元・外貨の為替予約、

スワップおよびオプション業務に限る。

第4条 銀行による元転・外貨転業務は、「業務を理解する、顧客を理解する、審査の職責を尽くす」の原則を遵守しなければならない。

- (1) 顧客調査：顧客が提供する身分証明、業務状況等の資料の合法性、真実性および有効性に対して真剣な確認を行い、確認過程および結果を書面形式で記載すること。
- (2) 業務受理：国家外貨管理局の現有法規を執行するがこれに限らず、業務の真実性とコンプライアンス性に対して審査を行い、業務の取引目的および取引性質を理解すること。
- (3) 持続的な監視制御：遅滞なく顧客の業務変化状況をモニタリングし、顧客に対してリアルタイムの管理を行うこと。
- (4) 問題業務：業務受理もしくは後続のモニタリングにおいて異常な兆候を発見した場合、遅滞なく国家外貨管理局およびその支局（以下「外管局」という）に報告しなければならないこと。

第5条 銀行は、「業務を理解する、顧客を理解する、審査の職責を尽くす」の原則と対応する内部管理制度を構築しなければならない。

- (1) 完全な審査ポリシー、意思決定メカニズム、管理情報システムおよび統一的な業務オペレーション手順を構築し、職責を尽くす要求を明確化すること。
- (2) 研修等の各種の有効な方式およびルートを採用して、業務人員に元転・外貨転業務のリスクコントロール要求を明瞭にさせ、業務の職責および職責を尽くす要求を熟知させること。
- (3) 業務の職責を尽くす問責制を構築し、各部門、職位の職責を明確に規定し、違法、規定違反がもたらすリスクに対して責任認定を行い、合わせて相応の処理を行うこと。

第2章 市場参入と退出

第6条 銀行による直物元転・外貨転業務取扱の申請は、以下の条件を備えていなければならない。

- (1) 金融業務資格を有していること、
- (2) 完善的な業務管理制度を備えていること、
- (3) 業務取扱に必要なソフトウェア・ハードウェア設備を備えていること、
- (4) 相応の業務従事経験を備えた高級管理人員および業務人員を擁していること。

銀行は、銀行業監督管理部門による外貨業務経営資格の批准が必要な場合、相応の外貨業務経

営資格も備えていなければならない。

第7条 銀行によるデリバティブ商品業務取扱の申請は、以下の条件を備えていなければならない。

- (1) 直物元転・外貨転業務資格を取得していること、
- (2) 健全なデリバティブ商品取引リスク管理制度および内部統制制度ならびに適切なリスク識別、計量、管理および取引システムを有し、デリバティブ商品業務の展開に必要な専門人員を配置していること、
- (3) 銀行業監督管理部門の金融デリバティブ商品取引業務資格関連規定に合致していること。

第8条 銀行は、自身の経営の必要に基づき、直物元転・外貨転業務およびデリバティブ商品業務資格を一括申請することができる。

- (1) 直物元転・外貨転業務については、対法人および対個人元転・外貨転業務を別々に、もしくは一括で申請することができる。対個人元転・外貨転業務を開設する場合、以下の規定を遵守しなければならない
 1. 『個人外貨管理弁法』およびその実施細則の管理規定に基づき、国家外貨管理局個人外貨業務モニタリングシステムのネットワーク接続条件を備え、法令順守で個人元転・外貨転業務を取り扱うこと。
 2. 営業店舗、セルフサービスの外貨両替機等の目立つ位置に個人人民元・外貨両替標識を設置しなければならないこと。個人人民元・外貨両替標識の様式は、銀行が自身で確定する。
- (2) デリバティブ商品業務については、全部のデリバティブ商品業務の開設を一括申請する、または為替予約およびオプション業務資格を分けて申請することができる。為替予約業務資格を取得した後、銀行は自身で外貨スワップおよび通貨スワップ業務を開設することができる。

第9条 銀行の総行による直物元転・外貨転業務の申請は、以下の文書および資料を提出しなければならない。

- (1) 元転・外貨転業務取扱の申請報告。
- (2) 『金融許可証』のコピー。
- (3) 元転・外貨転業務の内部管理規則制度は、少なくとも以下の内容を含めなければならない。元転・外貨転オペレーション規程、元転・外貨転業務書類管理制度、元転・外貨転業務統計報告制度、元転・外貨転総合ポジション管理制度、元転・外貨転業務会計科目および勘定方法、元転・外貨転業務内部監査制度および従業員職位責任制度、元転・

外貨転業務授權管理制度。

- (4) 業務取扱に必要なソフトウェア・ハードウェア設備を備えていることの説明資料。
- (5) 相応の業務勤務経験を備えた高級管理人員および業務人員を擁していることの説明資料。
- (6) 銀行業監督管理部門による外貨業務経営資格の批准を経る必要がある場合、外貨業務許可文書のコピーも提出しなければならない。

第10条 銀行の総行によるデリバティブ商品業務の申請は、以下の文書および資料を提出しなければならない。

- (1) 申請報告、フィージビリティ報告および業務計画書。
- (2) デリバティブ商品業務内部管理規則制度は、少なくとも以下の内容を含めなければならない。
 1. 取引受理、顧客評価、書類審査等の業務フローおよびオペレーション標準を含む業務オペレーション規程、
 2. プライシング方法および各種パラメーターの選択標準および出所を含む商品プライシングモデル、
 3. リスク管理の枠組み、リスクモデル指標および量的管理指標、リスク緩和措置、ポジションスクウェア・メカニズムを含むリスク管理制度、
 4. 科目の設置および会計勘定方法を含む会計勘定制度、
 5. データ収集チャンネルおよびオペレーション手順を含む統計報告制度。
- (3) 主管人員および主要取引人員のリスト、履歴。
- (4) 銀行業監督管理部門の金融デリバティブ商品取引業務資格関連規定に合致する証明文書。

銀行は、開設予定の各種デリバティブ商品業務の実際の特徴に基づき、対応性と適用性を有する文書および資料を提出しなければならない。

第11条 銀行の総行による直物元転・外貨転業務およびデリバティブ商品業務の申請は、以下の手順に基づき申請および受理する。

- (1) 政策性銀行、全国性商業銀行は、国家外貨管理局に直接申請し、国家外貨管理局が審査・批准する。その他の銀行は、所在地の国家外貨管理局分局、外貨管理部（以下「外管分局」という）に申請し、市（地、州、区）、県にある場合、所在地の国家外貨管理局中心支局もしくは支局に申請し、合わせて一段階ずつ上級に報告されて外管分局が審査・批准する。
- (2) 外国銀行の支店は、総行とみなして管理する。外国銀行は、国内2店以上の支店でデリバティブ商品業務を開設予定の場合、その国内管理行が統一して当該支店所在地の外管

分局に申請資料を提出することができ、当該外管分局は受理結果の写しを当該外国銀行のその他の国内支店所在地の外管分局に送付しなければならない。

- (3) 外管局の受理結果は、公文書の方式を通じて正式に通達しなければならない。デリバティブ商品業務のみに係わる場合、適度に簡素化し、届出通知書の方式を通じて通達することができる。

第12条 銀行の分支機構による直物元転・外貨転業務取扱の申請は、以下の規定に基づき執行する。

- (1) 銀行の総行および申請機構の上級分支行は完全な元転・外貨転業務管理制度を備えていなければならない。すなわち外貨管理規定執行状況考課等級の直近1回がB級以上であること。
- (2) 銀行の分支機構は、以下の資料を持参して事前届出手続を履行しなければならない。
1. 銀行の分行による直物元転・外貨転業務取扱は、『銀行による直物元転・外貨転業務取扱届出表』（添付文書1を参照）一式2部、総行および上級分支行による外貨管理規定執行状況考課等級の証明資料を持参し、合わせて第9条(1)、(2)、(4)、(5)に基づき資料を提出し、所在地の外管局分支局に届出する。
 2. 銀行支行およびその下級機構による直物元転・外貨転業務取扱は、『銀行による直物元転・外貨転業務取扱届出表』一式2部、金融許可証のコピー、総行および上級分支行による外貨管理規定執行状況考課等級の証明資料を持参して、所在地の外管局分支局に届出する。このうち、下部機構は支行が集中的に届出手続きを行うことができるが、下級機構所在地の外管局分支局でのみ手続を行うことができる。
 3. 外管局分支局は、銀行の内容が揃った直物元転・外貨転業務届出資料を受け取った後、『銀行による直物元転・外貨転業務取扱届出表』に銀行元転・外貨転業務管理専用印を捺印して確認を行い、合わせてこのうちの1部の届出表を銀行に返却して保管させる。

第13条 銀行の分支機構によるデリバティブ商品業務の開設は、上級の権限を有する機構の授権を経た後、授権文書および当該級機構の業務準備状況説明（人員配置、業務研修、内部管理を含むがこれに限らない）を持参して、業務開設前の少なくとも20営業日までに所在地の外管局に書面で報告して受取を確認された後、業務を開設することができる。

銀行は、分支機構によるデリバティブ商品業務取扱に対する授権と管理を強化しなければならない。デリバティブ商品の経営能力が比較的弱く、リスク防止および管理水準が比較的低い分支機構について、その授権および取引権限を接收または取り消さなければならない。

第14条 外管局は、銀行による直物元転・外貨転業務およびデリバティブ商品業務の申請を受理すると

き、行政許可の関連手順に基づき手続を行わなければならない。このうち、外管局が銀行の総行による申請および銀行の分行による直物元転・外貨転業務取扱の申請を受理するとき、必要な措置を採用してそのソフトウェア・ハードウェア設備、人員の状況を確認することができる。

第15条 銀行による元転・外貨転業務取扱の期間に、合併もしくは分割、および重要な情報の変更が発生した場合、以下の規定に基づき執行する。

- (1) 合併もしくは分割が発生した場合、新規設立する銀行の総行は外管局に元転・外貨転業務資格を申請しなければならない。吸収合併する場合、銀行は元転・外貨転業務資格を再申請する必要はなく、その各種外貨業務限度額は原則として合算するが、元転・外貨転総合ポジションは本細則第5章の関連規定を執行しなければならない。
- (2) 名称変更、営業住所の変更が発生した場合、銀行は『銀行による元転・外貨転業務取扱機構情報変更届出表』（添付文書2を参照）および変更後の金融許可証のコピーを持参して、変更の日から30日以内にその元転・外貨転業務資格を批准した外管局に届出しなければならない。このうち、名称変更に係わる場合、届出を受理した外管局は適切な方式で銀行の下級機構所在地の外管局に通知しなければならない。銀行が届出を行った後、自動的にそれが外管局で獲得した各種業務資格および関連業務限度額を継承することができる。

第16条 銀行の分支機構による元転・外貨転業務取扱の期間に、合併もしくは分割、および重要な情報の変更が発生した場合、以下の規定に基づき執行する。

- (1) 合併もしくは分割が発生した場合、新規設立する銀行の分支機構は外管局に元転・外貨転業務資格を申請しなければならない。
- (2) 銀行の分行に名称変更、営業住所の変更が発生した場合、『銀行による元転・外貨転業務取扱機構情報変更届出表』（添付文書2を参照）および変更後の金融許可証のコピーを持参して、変更の日から30日以内に所在地の外管局に届出しなければならない。
- (3) 銀行の支行およびその下級機構に名称変更、営業住所の変更が発生した場合、1～6月および7～12月の期間での変更は、それぞれ当年8月末および翌年2月末までに管轄行を経て所在地の外管局に届出する（添付文書3を参照）。

第17条 銀行が元転・外貨転業務取扱を停止する場合、業務取扱停止の日から30日以内に、業務取扱停止行もしくはその上級行が『銀行による元転・外貨転業務取扱停止届出表』（添付文書4を参照）を持参して、その元転・外貨転業務資格を批准もしくは届出した外管局に取扱停止届出手続を履行しなければならない。

第18条 銀行が法に基づき取り消された、または破産を宣告された場合、その元転・外貨転業務資格は自動的に喪失する。

第19条 外管局は、本細則の要求に基づき、オペレーションが簡便、監督管理が有効の原則に基づき、直物元転・外貨転業務およびデリバティブ商品業務市場参入管理の内部オペレーションを完備化し、合わせて銀行の申請、届出、報告等の関連資料を適切に保管しなければならない。

第3章 直物元転・外貨転業務管理

第20条 銀行による顧客向け直物元転・外貨転業務取扱は、国家外貨管理局の関連規定を遵守しなければならない。自身のための直物元転・外貨転業務取扱は、本章の関連規定を遵守しなければならない。本章が明確に規定していない場合、国内のその他の機構を参照して取り扱う。

第21条 銀行が業務経営において得た外貨収入は、外貨支出の支払および国内外貨業務の日常経営に必要な人民元支出の元転支払を控除し、統一して外貨利潤管理に組み入れなければならない。単独で元転してはならない。

第22条 外資銀行が国内外貨業務の日常経営に必要な人民元支出を元転支払する場合、自身で関連真实性書類を審査ならびに保管した後、法に基づき取り扱う。元転方式は月ごとの事前元転もしくは実際の支出に基づく元転を選択することができる。月ごとに事前元転する場合、事前元転金額は前月の実際の人民元支出の105%を超えてはならず、不足部分は引き続き実際の支出に基づき元転することができる。当月の事前元転の未使用部分は、翌月に繰り越さなければならない。

第23条 銀行利潤の人民元・外貨転換は、以下の規定に基づき、銀行の総行が統一して取り扱う。

- (1) 当年の外貨利潤（国内機構の外貨利潤、国外分支機構が分配する利潤、持分参加する国外機構が分配する利潤）は、当該年四半期終了ごとに財務勘定結果に基づき自身で元転を取り扱うことができ、合わせて監査を経た年度会計決算結果により自動的に調整しなければならない。ただし、往年に欠損があった場合、まず欠損を相殺した後、元転を取り扱うことができる。
- (2) 外貨欠損は、記帳して以後の年度の外貨利潤を使用し補充する、または人民元利潤で外貨購入してヘッジを行うことができる。
- (3) 歴年に留保した外貨利潤の元転は、後続年度に自身で取り扱うことができる。

第24条 銀行による外国側株主への配当、特別配当の支払もしくは銀行利潤の払出は、歴年に累積した

外貨利潤を用いて、または人民元を用いて外貨購入した後、自身で支払うことができ、合わせて下記の資料を保管して検査に備える。

- (1) 貸借対照表、損益計算書および人民元・外貨合併監査報告、
- (2) 税務届出表、
- (3) 董事会もしくは株主総会の関連決議、または外資銀行の総行の振替通知。

第25条 銀行の資本金（運転資金）の人民元・外貨転換は、以下のような規定に基づき、所在地の外管局に報告して批准された後、取り扱う。

- (1) 銀行による人民元・外貨転換申請の金額は、以下の要求を満たしていなければならない。
 1. 人民元・外貨転換の完成後、「(外貨所有者権益+外貨運転資金) / 外貨資産」と「(人民元所有者権益+人民元運転資金) / 人民元資産」が基本的に同等である。
 2. 以上のデータは、銀行の国内機構の貸借対照表に基づき計算し、国外関連行を含まない。外貨資産の計算は、一部の政策的な要因で形成された外貨資産を控除することができる。人民元資産の計算は、このうちのインターバンク預金およびインターバンク貸付に対して元転申請前の4四半期末の平均数を取らなければならない。運転資金および所有者権益は、重複計算しない。人民元運転資金とは、外国銀行が国内支店に割り当てた人民元運転資金（元転後の人民元運転資金を含む）を指す。外貨運転資金は、外国銀行が国内支店に割り当てた外貨運転資金、ならびに国内法人銀行が自己の人民元で購入して外貨運転資金科目に勘定した資金である。外貨所有者権益を計算するとき、未分配外貨利潤を控除しなければならないが、未分配外貨利潤が欠損である場合、控除してはならない。
 3. 新たに外貨業務を開設した中国資本銀行もしくは新たに人民元業務を開設した外資銀行は、初回に10%を超えない資本金で人民元・外貨転換を行うことを申請することができる。
 4. 銀行が外貨資本金もしくは外貨運転資金を購入して外貨業務を発展させる場合、実際の必要に基づき申請を行うことができ、前述第1および3項の条件制限を受けない。
 5. 銀行業監督管理部門に資本金の通貨種類に対する明確な要求もしくはその他の特殊な状況がある場合、前述第1および3項の条件制限を受けなくてもよい。
- (2) 銀行は、申請時に以下の資料を提出しなければならない。
 1. 申請報告。
 2. 人民元および外貨の貸借対照表。
 3. 人民元・外貨転換金額の算定根拠。
 4. 関連取引が銀行業監督管理部門の批准を経る必要がある場合、相応の批准文書のコピーを提出しなければならない。

- (3) 銀行による申請は、原則として毎年1回を越えてはならない。
- (4) 銀行が外貨購入して国外直接投資に用いる場合、国内銀行による国外直接投資関連の外貨管理規定に基づき執行し、本条前述の規定を適用しない。

第26条 銀行による業務経営の過程において回収した資金（利息を含む）ともとの資金放出の人民元・外貨が不一致で、以下の条件を満たす場合、自身で債務者に代わって元転・外貨転することができ（外管局に別途規定がある場合を除く）、合わせて債務者との債権関係、元転・外貨転の資金源等の書面証明資料を保管して検査に備える。

- (1) 債務者が破産、倒産、営業停止・整顿、経営不振もしくは銀行との法律紛争等により自身で元転・外貨転取引を行うことができない場合。
- (2) 銀行が債務者もしくはその担保人等の所から得た資金源が合法である場合で、以下を含むがこれに限らない。法院の判決、仲裁機構の裁決、抵当もしくは質権設定した非通貨資産の現金化（自社使用する場合は関連評価部門が価値を評価しなければならない）、保証金の償却等。
- (3) 債務者に協力して外貨管理規定を回避する状況が存在していない場合。

国外銀行による貸付の国内取立等で資産通貨種類と回収通貨種類の人民元・外貨の不一致が発生した場合、国内関連行に委託して本条規定により債務者に代わって元転・外貨転することができる。関連行は、総分行関係・親子行関係を有する銀行、同一機構に属する分行もしくは子銀行、同一シンジケートローンにおいて協力関係を有する銀行等を含む。

銀行による法に基づく国内持分の譲渡で人民元・外貨の不一致が発生した場合、本条を参照して相応の元転・外貨転を取り扱うことができる。

第27条 銀行が外貨貸付等の業務を経営して、債権の回収もしくは譲渡ができないことにより銀行に損失をもたらした場合、銀行は関連会計制度に基づき外貨貸倒準備金を用いて、または相当の人民元貸倒準備金を自身で外貨購入して相殺しなければならない。

第28条 銀行が外貨で営業税、利息税もしくはその他の税金を引き当て、かつ人民元に元転して税務部門に納付する必要がある場合、自身で関連真实性書類を審査ならびに保管した後、取り扱わなければならない。銀行自身が納付すべき税金に属する場合、自身の元転・外貨転に計上する。法に基づき源泉徴収する税金に属する場合、顧客向け元転・外貨転に計上する。

第29条 元転・外貨転業務資格を備えない銀行による自身の元転・外貨転業務は、必ず元転・外貨転業務資格を備えたその他の銀行を通じて取り扱わなければならない。元転・外貨転業務資格を備

えた銀行による自身の元転・外貨転業務は、その他の銀行を通じて取り扱ってはならない。

第4章 デリバティブ商品業務管理

第30条 銀行は、自主革新能力および取引管理能力を向上させ、完善なリスク管理制度および内部統制制度を構築し、自行のリスク管理水準と対応するデリバティブ商品業務を慎重に展開しなければならない。

第31条 銀行の対顧客デリバティブ商品業務取扱は、実需取引の原則を堅持しなければならない。顧客が行うデリバティブ商品業務は、外貨リスクのエクスポージャーをヘッジする真実の需要背景を有し、かつ取引の基礎として所有する外貨資産・負債、将来の予測外貨収支が外貨管理規定に基づき直物元転・外貨転業務を行うことができなければならない。

第32条 顧客とデリバティブ商品取引に達する前に、銀行は顧客が行うデリバティブ商品業務が実需取引の原則に合致していることを確認し、合わせて顧客が提供する声明、確認書簡等、その真実の需要背景を証明できる書面資料を取得しなければならない。内容は、以下を含むがこれに限らない。

- (1) デリバティブ商品取引と直接関連する原外貨資産・負債もしくは外貨収支の真実性とコンプライアンス性。
- (2) 顧客が行うデリバティブ商品取引の目的もしくは目標。
- (3) 本条第(1)項で確認した原外貨資産・負債もしくは外貨収支と関連する、なお清算されないデリバティブ商品取引のエクスポージャーが存在しているか否か。

第33条 為替予約業務は、以下の規定を遵守しなければならない。

- (1) 為替予約契約の期日到来時、銀行は直物元転・外貨転管理規定を参照して顧客のために受渡を行わなければならない。受渡方式は全額決済とし、差額決済を行ってはならない。
- (2) 為替予約契約の期日到来前もしくは到来時、顧客に真実の需要背景による変更が発生して履行できない場合、銀行は顧客が提供する声明、確認書簡等の証明を行うことができる書面資料を取得した後、顧客のために対応する金額の手仕舞いを行う、または顧客の実際の需要に基づきロールオーバーを行うことができ、発生した損益は商業原則に基づき処理し、合わせて人民元で決済する。

第34条 オプション業務は、以下の規定を遵守しなければならない。

- (1) 銀行は通常のヨーロッパオプションの基礎に基づいて、顧客のためにコールもしくはプット・オプション業務、ならびに2件もしくは複数のオプションを含むオプション組み合わせ業務を行うことができ、オプション料の通貨種類は人民元とする。銀行は、顧客のオプション契約のために手仕舞い、全額もしくは差額決済を行うことができ、手仕舞いおよび差額決済の通貨種類は人民元とする。
- (2) 銀行が対顧客で取り扱う1件のオプションもしくはオプション組み合わせ業務の主要なリスク特徴は、顧客の真実の需要背景と合理的な関連度を有していなければならない。オプション契約の権利行使で発生した顧客の外貨収支は、顧客の真実の需要背景が支持する実際の規模を超えてはならない。

第35条 為替スワップ業務は、以下の規定を遵守しなければならない。

- (1) 期近元転／期先外貨購入の為替スワップ業務について、顧客の期近元転の外貨資金は外貨管理規定に基づき直物元転を行うことができる外貨資金でなければならない。
- (2) 期近外貨購入／期先元転の為替スワップ業務について、顧客の期近は直接、人民元で外貨を購入し、合わせて経常項目外貨口座に預け入れて留保もしくは規定に基づき対外支払することができる。期先元転の外貨資金は、外貨管理規定に基づき直物元転を行うことができる外貨資金とする。経常項目外貨口座に留保した外貨資金により発生した利息について、銀行は顧客のために元転を行うことができる。
- (3) 為替スワップ業務において顧客の期先が履行できずに形成された銀行の外貨エクスポージャーは、元転・外貨転総合ポジションに組み入れて統一管理しなければならない。

第36条 通貨スワップ業務は、以下の規定を遵守しなければならない。

- (1) 通貨スワップ業務の元本交換は、契約発効日および期限到来日の2度とも元本を実際に交換する、2回とも元本を実際に交換しない、1回のみ元本を交換する等の形式を含む。
- (2) 通貨スワップ業務における顧客が契約発効日および期限到来日の2度とも元本を実際に交換することに係わる元転もしくは外貨購入は、為替スワップ業務の管理規定を遵守する。1回のみ元本を交換することに係わる元転もしくは外貨購入について、実需取引の原則を遵守し、銀行がこれにより形成する外貨エクスポージャーは、元転・外貨転総合ポジションに組み入れて統一管理しなければならない。
- (3) 通貨スワップ業務の利率は、銀行と顧客が商業原則に基づき協商して確定するが、中国人民銀行の利率管理規定に合致していなければならない。
- (4) 通貨スワップ業務において銀行が顧客から得た外貨利息は、当該行の外貨利潤に組み入れて統一管理し、単独で元転してはならない。

第37条 銀行による対顧客デリバティブ商品業務取扱の通貨種類、期限、価格等の取引要素は、双方が真実の需要背景により商業原則に基づき協商して確定する。

オプション業務で差額決済を採用するとき、相殺金額の確定に使用する参考価格は国内の真実、有効な市場為替相場でなければならない。

第38条 銀行によるデリバティブ商品業務取扱の顧客範囲は、国内機構（当面は銀行自身を含まない）に限る。個人工商業者は、国内機構とみなす。

国内個人が展開する外貨管理規定に合致する対外投資で形成された外貨リスクエクスポージャーについて、銀行は実需取引の原則に基づきそのためにデリバティブ商品業務を取り扱うことができる。

第39条 銀行は、デリバティブ商品業務の顧客管理を高度に重視し、デリバティブ商品分類および顧客分類を総合的に考慮する基礎の上に、持続的で十分な顧客適合度評価およびリスク提示を展開しなければならない。銀行は、顧客が行うデリバティブ商品取引が内部の有効な授権および必要な上級主管部門の許可を取得しており、合わせて十分なリスク引受能力を備えていることを確認しなければならない。

真実の需要背景を虚構してデリバティブ商品業務を展開する、リスクヘッジを重複して行う顧客について、銀行は法に基づきそれが展開している取引を終了させ、合わせて信用格付等の内部管理制度を通じて、この種の顧客が後続してデリバティブ商品業務を展開することを制限しなければならない。

第40条 銀行によるデリバティブ商品業務の展開は、元転・外貨転総合ポジション管理規定を遵守し、デリバティブ商品取引のポジションを正確に、合理的に計量および管理しなければならない。銀行の分支機構による顧客向けデリバティブ商品業務取扱は、その総行（本部）が統一してスクウェア、エクスポージャー管理およびリスクコントロールを行わなければならない。

第41条 銀行、国内機構による国外市場デリバティブ商品取引への参加は、外貨管理規定に合致していなければならない。

第42条 国家外貨管理局は、銀行等の外貨市場参加者を組織して市場自律メカニズムを構築し、デリバティブ商品の顧客管理、リスクコントロール等の業界規範を完善化し、外貨市場の公平な競争環境を維持しなければならない。

第5章 銀行による元転・外貨転総合ポジション管理

第43条 銀行による元転・外貨転総合ポジションは、以下の原則に基づき管理する。

- (1) 法人ごとの統一確定。銀行のポジションは、法人監督管理の原則に基づき統一確定し、銀行の分支機構に対して別途確定しない（外国銀行の支店を除く）。
- (2) 限度額管理。銀行の元転・外貨転総合ポジションは、正負区間の限度額管理を実行する。
- (3) 権利・責任発生原則による管理。銀行は、対顧客元転・外貨転業務、自身の元転・外貨転業務およびインターバンク外貨市場取引参加を（資金の実際の受取・支払日ではなく）取引成立日にポジションに計上する。
- (4) 週ごとの考課および監督管理。銀行は、週ごと（自然週）にポジションを管理し、週内の各営業日の平均ポジションを外管局が確定した限度額内に保持しなければならない。
- (5) ポジション残高は、定期的に会計科目と照合しなければならない。両者の間の差額について、銀行は年ごとに外管局に調整を申請することができる。為替レート換算の差異等の合理的な原因によりもたらされた差額について、外管局は直接、調整を認可することができる。統計データの過誤報告、報告漏れ等のその他の原因によりもたらされた差額について、外管局は調整を認可することができるが、銀行の規定違反の状況に対して処理を行わなければならない。

第44条 政策性銀行、全国性銀行およびインターバンク外貨市場でマーケットメーカーの職能を行使する銀行は、国家外貨管理局が銀行の元転・外貨転業務規模およびインターバンク市場の取引規模等に基づき統一してポジション限度額を確定し、合わせて年度もしくは定期的に調整する。

第45条 第44条以外の銀行は、所在地の外管分局がポジション限度額を確定し、合わせて年度により調整する責任を負う。

- (1) 前年度の元転・外貨転業務量が1億米ドルを下回った、ならびに新たに元転・外貨転業務資格を取得した場合、元転・外貨転総合ポジションの上限を5000万米ドルとし、下限を-300万米ドルとする。
- (2) 前年度の元転・外貨転業務量が1億米ドルから10億米ドルに間にあった場合、元転・外貨転総合ポジションの上限を3億米ドルとし、下限を-500万米ドルとする。
- (3) 前年度の元転・外貨転業務量が10億米ドル以上であった場合、元転・外貨転総合ポジションの上限を10億米ドルとし、下限を-1000万米ドルとする。

前述の標準に基づき確定した元転・外貨転総合ポジションの上限が、銀行の実際の必要を満たすことができない場合、実際の必要に基づき外管分局に申請し、外管分局は上限を適度に高め

ることができる。

第46条 国家外貨管理局は、国際収支および外貨市場状況の必要により、元転・外貨転総合ポジション限度額に対して臨時にコントロールする場合、関連規定を適用し、第44条、第45条が確定した総合ポジション限度額を一時的に停止しなければならない。

第47条 新たに直物元転・外貨転業務を申請する銀行（人民元業務を開設していない外資銀行を除く）について、外管局は同時にその元転・外貨転総合ポジション限度額を確定しなければならない。

すでに直物元転・外貨転業務資格を獲得しているが新たに人民元業務を開設する外資銀行は、銀行業監督管理委員会が人民元業務取扱を批准した後30営業日以内に所在地の外管局に銀行による元転・外貨転総合ポジション限度額の確定を申請し、申請時に銀行業監督管理委員会がその人民元業務取扱を批准した許可文書を提出しなければならない。

第48条 銀行が主体的に元転・外貨転業務の停止を申請する、または規定違反経営により外管局に元転・外貨転業務資格を取り消された場合、業務停止前にその元転・外貨転業務の総合ポジション残高をゼロにしなければならない。

第49条 国内に2行以上の支店を有する外国銀行は、当該外国銀行の総行もしくは地域本部が1行の国内分行（以下「集中管理行」という）に授權し、国内各分行のポジションに対して集中管理を実行することができる。

- (1) 集中管理行は、その所在地の外管分局に申請を提出することに責任を負う。申請資料は、以下の内容を含めなければならない。
 1. 総行がポジション集中管理実行に同意する授權文書。
 2. 銀行業監督管理委員会による外資金融機関の国内での常駐機構に対する批准書。
 3. 当該外国銀行によるポジションに対する集中管理実施の内部管理制度、会計勘定方法および技術サポート状況の説明。
- (2) 外管分局は、申請を受け取った後、集中管理行の営業場所に実地訪問し、その技術システムの当該行のポジション集中管理に対するサポート状況を現場で視察および検収しなければならない。条件に合致する場合、承認回答と同時に写しを国家外貨管理局に報告し、合わせて写しを外国銀行の各支店所在地の外管分局に送付する。
- (3) 外国銀行の支店がポジション集中管理を実行した後、国内のすべての分支行もとのポジションを集中管理行のポジション管理に組み入れ、集中管理行が統一してスクウェアおよび管理する。外国銀行支店の新規増加があつてポジション集中管理に組み入れる場合、集中管理行および新規増加の分支行は、10営業日前までにそれぞれ各自の所在地の

外管分局に報告・届出しなければならない。

- (4) 外国銀行の支店は、ポジション集中管理の実行後、第44条、第45条に基づきポジション限度額を確定して日常管理を行わなければならない。このうち、業務データ算定に係わる場合、当該外国銀行の国内すべての分支行の取りまとめデータを使用しなければならない。
- (5) 外国銀行の支店は、ポジション集中管理の実行後、集中管理行および集中管理に組み入れられたその他の分支行が共に人民元業務を開設していない場合、元転・外貨転人民元専用口座の関連規定を適用する。集中管理行がすでに人民元業務を開設しており、国内のその他の分支行がまだ人民元業務を開設していない場合、人民元業務を開設していない分支行はなお元転・外貨転人民元専用口座の関連規定を適用するが、その元転・外貨転人民元専用口座の残高は米ドルに換算してマイナス値で集中管理行のポジションに計上しなければならない。

第6章 附則

- 第50条** 銀行は、国家外貨管理局の規定に基づき銀行による元転・外貨転統計、デリバティブ商品業務統計、銀行による元転・外貨転総合ポジション等の関連報告表および資料を送付しなければならない。具体的な統計報告制度は別途規定する。
- 第51条** 各外管分局は、年ごとに電子メールの方式で国家外貨管理局に『(地区)元転・外貨転業務金融機関情報表』(添付文書5を参照)、『(地区)管轄内金融機関による元転・外貨転総合ポジション限度額確定状況表』(添付文書6を参照)を送付しなければならない。送付期間は、毎年1月末前とする。電子メールアドレスは、manage@bop.safe。
- 第52条** 店頭表示為替レート、人民元業務を開設していない外資銀行の元転・外貨転人民元専用口座等の管理規定は、中国人民銀行もしくは国家外貨管理局が別途規範化する。
- 第53条** 銀行による元転・外貨転業務取扱が本細則の関連規定に違反した場合、外管局は『中華人民共和国外貨管理条例』等の関連規定に基づき処罰を行う。
- 第54条** 非銀行金融機関による元転・外貨転業務取扱は、本細則を参照して執行する。国家外貨管理局に別途規定がある場合を除く。
- 第55条** 本細則は、2015年1月1日より実施する。

添付文書：1. 銀行による直物元転・外貨転業務取扱届出表〔略〕

2. 銀行による元転・外貨転業務取扱機構情報変更届出表〔略〕
3. 銀行による元転・外貨転業務取扱機構情報変更届出報告表〔略〕
4. 銀行による元転・外貨転業務取扱停止届出表〔略〕
5. (地区)元転・外貨転業務金融機関情報表〔略〕
6. (地区)管轄内金融機関による元転・外貨転総合ポジション限度額確定状況表〔略〕

付属文書 2 廃止する外貨管理法規〔略〕

(中国語原文)

国家外汇管理局
汇发[2014]53号
关于印发《银行办理结售汇业务管理办法实施细则》的通知

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局，各中资外汇指定银行：

为便利银行办理结售汇业务，根据《银行办理结售汇业务管理办法》（中国人民银行令[2014]第2号），国家外汇管理局制定了《银行办理结售汇业务管理办法实施细则》（见附件1）。本细则自2015年1月1日起实施，附件2所列文件和条款同时废止。请遵照执行。

国家外汇管理局各分局、外汇管理部接到本通知后，应及时转发辖内中心支局、支局和中外资银行。执行中如遇问题，请及时与国家外汇管理局国际收支司联系。联系电话：010-68402313、68402385。

特此通知。

- 附件：1. 银行办理结售汇业务管理办法实施细则
2. 废止外汇管理法规

国家外汇管理局
2014年12月25日

附件1

银行办理结售汇业务管理办法实施细则

第一章 总则

第一条 为便利银行办理结售汇业务，根据《银行办理结售汇业务管理办法》，制订本实施细则。

第二条 银行办理结售汇业务，应当遵守本细则和其他有关结售汇业务的管理规定。

第三条 结售汇业务包括即期结售汇业务和人民币与外汇衍生产品（以下简称衍生产品）业务。衍生产品业务限于人民币外汇远期、掉期和期权业务。

第四条 银行办理结售汇业务，应当遵循“了解业务、了解客户、尽职审查”的原则。

- (一) 客户调查：对客户提供的身份证明、业务状况等资料的合法性、真实性和有效性进行认真核实，将核实过程和结果以书面形式记载。

- (二) 业务受理：执行但不限于国家外汇管理局的现有法规，对业务的真实性与合规性进行审核，了解业务的交易目的和交易性质。
- (三) 持续监控：及时监测客户的业务变化情况，对客户进行动态管理。
- (四) 问题业务：对于业务受理或后续监测中发现异常迹象的，应及时报告国家外汇管理局及其分支局（以下简称外汇局）。

第五条 银行应当建立与“了解业务、了解客户、尽职审查”原则相适应的内部管理制度。

- (一) 建立完整的审核政策、决策机制、管理信息系统和统一的业务操作程序，明确尽职要求。
- (二) 采取培训等各种有效方式和途径，使工作人员明确结售汇业务风险控制要求，熟悉工作职责和尽职要求。
- (三) 建立工作尽职问责制，明确规定各个部门、岗位的职责，对违法、违规造成的风险进行责任认定，并进行相应处理。

第二章 市场准入与退出

第六条 银行申请办理即期结售汇业务，应当具备下列条件：

- (一) 具有金融业务资格。
- (二) 具备完善的业务管理制度。
- (三) 具备办理业务所必需的软硬件设备。
- (四) 拥有具备相应业务工作经验的高级管理人员和业务人员。

银行需银行业监督管理部门批准外汇业务经营资格的，还应具备相应的外汇业务经营资格。

第七条 银行申请办理衍生产品业务，应当具备下列条件：

- (一) 取得即期结售汇业务资格。
- (二) 有健全的衍生产品交易风险管理制度和内部控制制度及适当的风险识别、计量、管理和交易系统，配备开展衍生产品业务所需要的专业人员。
- (三) 符合银行业监督管理部门有关金融衍生产品交易业务资格的规定。

第八条 银行可以根据自身经营需要一并申请即期结售汇业务和衍生产品业务资格。

- (一) 对于即期结售汇业务，可以分别或者一并申请对公和对私结售汇业务。开办对私结售

汇业务的，应遵守以下规定：

1. 按照《个人外汇管理办法》及其实施细则的管理规定，具备与国家外汇管理局个人外汇业务监测系统的网络接入条件，依法合规办理个人结售汇业务。
 2. 应在营业网点、自助外币兑换机等醒目位置设置个人本外币兑换标识。个人本外币兑换标识式样由银行自行确定。
- (二) 对于衍生产品业务，可以一次申请开办全部衍生产品业务，或者分次申请远期和期权业务资格。取得远期业务资格后，银行可自行开办外汇掉期和货币掉期业务。

第九条 银行总行申请即期结售汇业务，应提交下列文件和资料：

- (一) 办理结售汇业务的申请报告。
- (二) 《金融许可证》复印件。
- (三) 办理结售汇业务的内部管理规章制度，应至少包括以下内容：结售汇业务操作规程、结售汇业务单证管理制度、结售汇业务统计报告制度、结售汇综合头寸管理制度、结售汇业务会计科目和核算办法、结售汇业务内部审计制度和从业人员岗位责任制度、结售汇业务授权管理制度。
- (四) 具备办理业务所必需的软硬件设备的说明材料。
- (五) 拥有具备相应业务工作经验的高级管理人员和业务人员的说明材料。
- (六) 需要经银行业监督管理部门批准外汇业务经营资格的，还应提交外汇业务许可文件的复印件。

第十条 银行总行申请衍生产品业务，应提交下列文件和资料：

- (一) 申请报告、可行性报告及业务计划书。
- (二) 衍生产品业务内部管理规章制度，应当至少包括以下内容：
 1. 业务操作规程，包括交易受理、客户评估、单证审核等业务流程和操作标准；
 2. 产品定价模型，包括定价方法和各项参数的选取标准及来源；
 3. 风险管理制度，包括风险管理架构、风险模型指标及量化管理指标、风险缓释措施、头寸平盘机制；
 4. 会计核算制度，包括科目设置和会计核算方法；
 5. 统计报告制度，包括数据采集渠道和操作程序。
- (三) 主管人员和主要交易人员名单、履历。
- (四) 符合银行业监督管理部门有关金融衍生产品交易业务资格规定的证明文件。

银行应当根据拟开办各类衍生产品业务的实际特征，提交具有针对性与适用性的文件和资料。

第十一条 银行总行申请办理即期结售汇业务和衍生产品业务，按照下列程序申请和受理：

- (一) 政策性银行、全国性商业银行向国家外汇管理局直接申请，由国家外汇管理局审批。其他银行向所在地国家外汇管理局分局、外汇管理部（以下简称外汇分局）申请，如处于市（地、州、区）、县，应向所在地国家外汇管理局中心支局或支局申请，并逐级上报至外汇分局审批。
- (二) 外国银行分行视同总行管理。外国银行拟在境内两家以上分行开办衍生产品业务的，可由其境内管理行统一向该行所在地外汇分局提交申请材料，该外汇分局应将受理结果抄送该外国银行其他境内分行所在地外汇分局。
- (三) 外汇局受理结果应通过公文方式正式下达；仅涉及衍生产品业务的，可适当从简，通过备案通知书方式下达。

第十二条 银行分支机构申请办理即期结售汇业务，按照下列规定执行：

- (一) 银行总行及申请机构的上级分支行应具备完善的结售汇业务管理制度，即执行外汇管理规定情况考核等级最近一次为 B 级以上。
- (二) 银行分支机构应持下列材料履行事前备案手续：
 1. 银行分行办理即期结售汇业务，持《银行办理即期结售汇业务备案表》（见附 1）一式两份，总行及上级分行执行外汇管理规定情况考核等级证明材料，并按照第九条（一）、（二）、（四）、（五）提供材料，向所在地外汇局分支局备案。
 2. 银行支行及下辖机构办理即期结售汇业务，持《银行办理即期结售汇业务备案表》一式两份，金融许可证复印件、总行及上级分支行执行外汇管理规定情况考核等级证明材料，向所在地外汇局分支局备案。其中，下辖机构可以由支行集中办理备案手续，但只能在下辖机构所在地外汇局分支局办理。
 3. 外汇局分支局收到银行内容齐全的即期结售汇业务备案材料后，在《银行办理即期结售汇业务备案表》上加盖银行结售汇业务管理专用章予以确认，并将其中的一份备案表退还银行保存。

第十三条 银行分支机构开办衍生产品业务，经上级有权机构授权后，持授权文件和本级机构业务筹办情况说明（包括但不限于人员配备、业务培训、内部管理），于开办业务前至少 20 个工作日向所在地外汇局书面报告并确认收到后即可开办业务。

银行应当加强对分支机构办理衍生产品业务的授权与管理。对于衍生产品经营能力较弱、风险防范及管理水平较低的分支机构，应当上收或取消其授权和交易权限。

- 第十四条** 外汇局受理银行即期结售汇业务和衍生产品业务申请时，应按照行政许可的相关程序办理。其中，外汇局在受理银行总行申请及银行分行即期结售汇业务申请时，可以采取必要的措施核实其软硬件设备、人员情况。
- 第十五条** 银行办理结售汇业务期间，发生合并或者分立，以及重要信息变更的，按照下列规定执行：
- (一) 发生合并或者分立的，新设立的银行总行应当向外汇局申请结售汇业务资格。吸收合并的，银行无需再申请结售汇业务资格，其各项外汇业务额度原则上合并计算，但结售汇综合头寸应执行本细则第五章的相关规定。
 - (二) 发生名称变更、营业地址变更的，银行应持《银行办理结售汇业务机构信息变更备案表》（见附 2）和变更后金融许可证复印件，在变更之日起 30 日内向批准其结售汇业务资格的外汇局备案。其中，涉及名称变更的，受理备案的外汇局应以适当方式告知银行下辖机构所在地外汇局；银行办理备案后，即可自然承继其在外汇局获得的各项业务资格和有关业务额度。
- 第十六条** 银行分支机构办理结售汇业务期间，发生合并或者分立，以及重要信息变更的，按照下列规定执行：
- (一) 发生合并或者分立的，新设立的银行分支机构应当向外汇局申请结售汇业务资格。
 - (二) 银行分行发生名称变更、营业地址变更的，应持《银行办理结售汇业务机构信息变更备案表》（见附 2）和变更后金融许可证复印件，在变更之日起 30 日内向所在地外汇局备案。
 - (三) 银行支行及下辖机构发生名称变更、营业地址变更的，在 1-6 月和 7-12 月期间的变更，分别于当年 8 月底前和次年 2 月底前经管辖行向所在地外汇局备案（见附 3）。
- 第十七条** 银行停止办理结售汇业务，应当自停办业务之日起 30 日内，由停办业务行或者其上级行持《银行停办结售汇业务备案表》（见附 4），向批准或备案其结售汇业务资格的外汇局履行停办备案手续。
- 第十八条** 银行被依法撤销或者宣告破产的，其结售汇业务资格自动丧失。
- 第十九条** 外汇局应根据本细则要求，按照操作简便、监管有效原则，完善即期结售汇业务和衍生产品业务市场准入管理的内部操作；并妥善保管银行申请、备案、报告等相关材料。

第三章 即期结售汇业务管理

第二十条 银行办理代客即期结售汇业务应遵守国家外汇管理局的有关规定；办理自身即期结售汇业务应遵守本章的相关规定，本章未明确规定的，参照境内其他机构办理。

第二十一条 银行经营业务中获得的外汇收入，扣除支付外汇开支和结汇支付境内外汇业务日常经营所需人民币开支，应统一纳入外汇利润管理，不得单独结汇。

第二十二条 外资银行结汇支付境内外汇业务日常经营所需人民币开支的，应自行审核并留存有关真实性单证后依法办理。结汇方式可选择按月预结或按照实际开支结汇。按月预结的，预结金额不得超过上月实际人民币开支的 105%，不足部分可继续按照实际开支结汇；当月预结未使用部分应结转下月。

第二十三条 银行利润的本外币转换按照下列规定，由银行总行统一办理：

- (一) 当年外汇利润（包括境内机构外汇利润、境外分支机构分配的利润、参股境外机构分配的利润）可以在本年每季度后按照财务核算结果自行办理结汇，并按经审计的年度会计决算结果自动调整。但往年有亏损的，应先冲抵亏损，方可办理结汇。
- (二) 外汇亏损可以挂账并使用以后年度外汇利润补充，或者以人民币利润购汇进行对冲。
- (三) 历年留存外汇利润结汇可在后续年度自行办理。

第二十四条 银行支付外方股东的股息、红利或外资银行利润汇出，可以用历年累积外汇利润或用人民币购汇后自行支付，并留存下列资料备查。

- (一) 资产负债表、损益表及本外币合并审计报告；
- (二) 税务备案表；
- (三) 董事会或股东大会的相关决议，或外资银行总行的划账通知。

第二十五条 银行资本金（或营运资金）本外币转换应按照如下规定，报所在地外汇分局批准后办理：

- (一) 银行申请本外币转换的金额应满足下列要求：
 1. 完成本外币转换后的“（外汇所有者权益+外汇营运资金）/ 外汇资产”与“（人民币所有者权益+人民币营运资金）/ 人民币资产”基本相等。
 2. 以上数据按银行境内机构的资产负债表计算，不包括境外关联行。计算外汇资产可扣除部分政策性因素形成的外汇资产；计算人民币资产，应对其中的存放同业和拆放同业取结汇申请前四个季度末的平均数。营运资金和所有者权益不重复计算；人民币营运资金是指外国银行向境内分行拨付的人民币营运资金（含结汇后人民币营运资金）；外汇营运资金是外国银行向境内分行拨付的外汇营运资金，

以及境内法人银行以自有人民币购买并在水汇营运资金科目核算的资金。计算外汇所有者权益时应扣除未分配外汇利润，但未分配外汇利润为亏损的，不得扣除。

3. 新开办外汇业务的中资银行或新开办人民币业务的外资银行，首次可申请将不超过 10%的资本金进行本外币转换。
4. 银行购买外汇资本金或外汇营运资金发展外汇业务的，可依据实际需要申请，不受前述第 1 和 3 项条件限制。
5. 银行业监督管理部门对资本币种有明确要求或其他特殊情况的，可不受前述第 1 和 3 项条件限制。

(二) 银行申请时应提供下列材料：

1. 申请报告。
2. 人民币和外币资产负债表。
3. 本外币转换金额的测算依据。
4. 相关交易需经银行业监督管理部门批准的，应提供相应批准文件的复印件。

(三) 银行申请原则上每年不得超过一次。

(四) 银行购汇用于境外直接投资按照境内银行境外直接投资相关外汇管理规定执行，不适用本条前述规定。

第二十六条 银行经营业务过程中收回资金（含利息）与原始发放资金本外币不匹配，满足下列条件的，可以自行代债务人结售汇（外汇局另有规定除外），并留存与债务人债权关系、结售汇资金来源等的书面证明材料备查。

- (一) 债务人因破产、倒闭、停业整顿、经营不善或与银行法律纠纷等而不能自行办理结售汇交易。
- (二) 银行从债务人或其担保人等处获得的资金来源合法，包括但不限于：法院判决、仲裁机构裁决；抵押或质押非货币资产变现（若自用应由相关评估部门评估价值）；扣收保证金等。
- (三) 不存在协助债务人规避外汇管理规定的情况。

境外银行境内追索贷款等发生资产币种与回收币种本外币不匹配的，可委托境内关联行按本条规定代债务人结售汇。关联行包括具有总分行关系、母子行关系的银行；同属一家机构的分行或子行；同一银团贷款项下具有合作关系的银行等。

银行依法转让境内股权发生本外币不匹配的，可参照本条办理相应的结售汇业务。

第二十七条 银行经营外汇贷款等业务，因无法回收或转让债权造成银行损失的，银行应按照有关会计制度用外汇呆账准备金或等值人民币呆账准备金自行购汇冲抵。

第二十八条 银行若以外币计提营业税、利息税或其他税款，且需要结汇为人民币缴纳税务部门，应当自行审核并留存有关真实性单证后办理。属于银行自身应缴纳的税收，计入自身结售汇；属于依法代扣代缴的税收，计入代客结售汇。

第二十九条 不具备结售汇业务资格银行的自身结售汇业务，必须通过其他具备结售汇业务资格的银行办理；具备结售汇业务资格银行的自身结售汇业务，不得通过其他银行办理。

第四章 衍生产品业务管理

第三十条 银行应当提高自主创新能力和交易管理能力，建立完善的风险管理制度和内部控制制度，审慎开展与自身风险管理水平相适应的衍生产品交易。

第三十一条 银行对客户办理衍生产品业务，应当坚持实需交易原则。客户办理衍生产品业务具有对冲外汇风险敞口的真实需求背景，并且作为交易基础所持有的外汇资产负债、预期未来的外汇收支按照外汇管理规定可以办理即期结售汇业务。

第三十二条 与客户达成衍生产品交易前，银行应确认客户办理衍生产品业务符合实需交易原则，并获取由客户提供的声明、确认函等能够证明其真实需求背景的书面材料，内容包括但不限于：

- (一) 与衍生产品交易直接相关的基础外汇资产负债或外汇收支的真实性与合规性。
- (二) 客户进行衍生产品交易的目的或目标。
- (三) 是否存在与本条第一款确认的基础外汇资产负债或外汇收支相关的尚未结清的衍生产品交易敞口。

第三十三条 远期业务应遵守以下规定：

- (一) 远期合约到期时，银行应比照即期结售汇管理规定为客户办理交割，交割方式为全额结算，不允许办理差额结算。
- (二) 远期合约到期前或到期时，如果客户因真实需求背景发生变更而无法履约，银行在获取由客户提供的声明、确认函等能够予以证明的书面材料后，可以为客户办理对应金额的平仓或按照客户实际需要进行展期，产生的损益按照商业原则处理，并以人民币结算。

第三十四条 期权业务应遵守以下规定：

- (一) 银行可以基于普通欧式期权基础，为客户办理买入或卖出期权业务，以及包含两个或多个期权的期权组合业务，期权费币种为人民币。银行可以为客户的期权合约办理反向平仓、全额或差额结算，反向平仓和差额结算的货币为人民币。
- (二) 银行对客户办理的单个期权或期权组合业务的主要风险特征，应当与客户真实需求背景具有合理的相关度。期权合约行权所产生的客户外汇收支，不得超出客户真实需求背景所支持的实际规模。

第三十五条 外汇掉期业务应遵守以下规定：

- (一) 对于近端结汇/远端购汇的外汇掉期业务，客户近端结汇的外汇资金应为按照外汇管理规定可以办理即期结汇的外汇资金。
- (二) 对于近端购汇/远端结汇的外汇掉期业务，客户近端可以直接以人民币购入外汇，并进入经常项目外汇账户留存或按照规定对外支付；远端结汇的外汇资金应为按照外汇管理规定可以办理即期结汇的外汇资金。因经常项目外汇账户留存的外汇资金所产生的利息，银行可以为客户办理结汇。
- (三) 外汇掉期业务中因客户远端无法履约而形成的银行外汇敞口，应纳入结售汇综合头寸统一管理。

第三十六条 货币掉期业务应遵守以下规定：

- (一) 货币掉期业务的本金交换包括合约生效日和到期日两次均实际交换本金、两次均不实际交换本金、仅一次交换本金等形式。
- (二) 货币掉期业务中客户在合约生效日和到期日两次均实际交换本金所涉及的结汇或购汇，遵照外汇掉期业务的管理规定。对于一次交换本金所涉及的结汇或购汇，遵照实际需求交易原则，银行由此形成的外汇敞口应纳入结售汇综合头寸统一管理。
- (三) 货币掉期业务的利率由银行与客户按照商业原则协商确定，但应符合中国人民银行的利率管理规定。
- (四) 货币掉期业务中银行从客户获得的外币利息应纳入本行外汇利润统一管理，不得单独结汇。

第三十七条 银行对客户办理衍生产品业务的币种、期限、价格等交易要素，由双方依据真实需求背景按照商业原则协商确定。

期权业务采用差额结算时，用于确定轧差金额使用的参考价应是境内真实、有效的市场汇率。

第三十八条 银行办理衍生产品业务的客户范围限于境内机构（暂不包括银行自身），个体工商户视同境

内机构。

境内个人开展符合外汇管理规定的对外投资形成外汇风险敞口，银行可以按照按需交易原则为其办理衍生产品业务。

第三十九条 银行应当高度重视衍生产品业务的客户管理，在综合考虑衍生产品分类和客户分类的基础上，开展持续、充分的客户适合度评估和风险揭示。银行应确认客户进行衍生产品交易已获得内部有效授权及所必需的上级主管部门许可，并具备足够的风险承受能力。

对于虚构真实需求背景开展衍生产品业务、重复进行套期保值的客户，银行应依法终止已与其开展的交易，并通过信用评级等内部管理制度，限制此类客户后续开展衍生产品业务。

第四十条 银行开展衍生产品业务应遵守结售汇综合头寸管理规定，准确、合理计量和管理衍生产品交易头寸。银行分支机构办理代客衍生产品业务应由其总行（部）统一进行平盘、敞口管理和风险控制。

第四十一条 银行、境内机构参与境外市场衍生产品交易，应符合外汇管理规定。

第四十二条 国家外汇管理局组织银行等外汇市场参与者建立市场自律机制，完善衍生产品的客户管理、风险控制等行业规范，维护外汇市场公平竞争环境。

第五章 银行结售汇综合头寸管理

第四十三条 银行结售汇综合头寸按下列原则管理：

- （一）法人统一核定。银行头寸按照法人监管原则统一核定，不对银行分支机构另行核定（外国银行分行除外）。
- （二）限额管理。银行结售汇综合头寸实行正负区间限额管理。
- （三）按权责发生制原则管理。银行应将对客户结售汇业务、自身结售汇业务和参与银行间外汇市场交易在交易订立日（而不是资金实际收付日）计入头寸。
- （四）按周考核和监管。银行应按周（自然周）管理头寸，周内各个工作日的平均头寸应保持在外汇局核定限额内。
- （五）头寸余额应定期与会计科目核对。对于两者之间的差额，银行可按年向外汇局申请调整。对于因汇率折算差异等合理原因导致的差额，外汇局可直接核准调整；对于因统计数据错报、漏报等其他原因导致的差额，外汇局可以核准调整，但应对银行违规的情况进行处理。

第四十四条 政策性银行、全国性银行以及在银行间外汇市场行使做市商职能的银行，由国家外汇管理局根据银行的结售汇业务规模和银行间市场交易规模等统一核定头寸限额，并按年度或定期调整。

第四十五条 第四十四条以外的银行由所在地外汇分局负责核定头寸限额，并按年度调整。

- (一) 上一年度结售汇业务量低于 1 亿美元，以及新取得结售汇业务资格的，结售汇综合头寸上限为 5000 万美元，下限为-300 万美元。
- (二) 上一年度结售汇业务量介于 1 亿至 10 亿美元，结售汇综合头寸上限为 3 亿美元，下限为-500 万美元。
- (三) 上一年度结售汇业务量 10 亿美元以上，结售汇综合头寸上限为 10 亿美元，下限为-1000 万美元。

依照前述标准核定结售汇综合头寸上限无法满足银行实际需要的，可根据实际需要向外汇分局申请，外汇分局可适当提高上限。

第四十六条 国家外汇管理局因国际收支和外汇市场状况需要，对结售汇综合头寸限额临时调控的，应适用相关规定，暂停按照第四十四条、第四十五条核定的综合头寸限额。

第四十七条 新申请即期结售汇业务资格的银行（未开办人民币业务的外资银行除外），外汇局应同时核定其结售汇综合头寸限额。

已获得即期结售汇业务资格但新开办人民币业务的外资银行，应在经银监会批准办理人民币业务后 30 个工作日内向所在地外汇局申请核定银行结售汇综合头寸限额，申请时应提交银监会批准其办理人民币业务的许可文件。

第四十八条 银行主动申请停办结售汇业务或因违规经营被外汇局取消结售汇业务资格的，应在停办业务前将其结售汇业务综合头寸余额清零。

第四十九条 在境内有两家以上分行的外国银行，可由该外国银行总行或地区总部，授权一家境内分行（以下简称集中管理行），对境内各分行头寸实行集中管理。

- (一) 集中管理行负责向其所在地外汇分局提出申请，申请材料应包括以下内容：
 1. 总行同意实行头寸集中管理的授权文件。
 2. 银监会对外资金融机构在境内常驻机构批准书。

3. 该外国银行对头寸实施集中管理的内部管理制度、会计核算办法以及技术支持情况说明。
- (二) 外汇分局收到申请后,应实地走访集中管理行的营业场地,现场考察和验收其技术系统对该行头寸集中管理的支持情况。对符合条件的,批复同时抄报国家外汇管理局,并抄送该外国银行各分行所在地外汇分局。
- (三) 外国银行分行实行头寸集中管理后,境内所有分支行原有头寸纳入集中管理行的头寸管理,由集中管理行统一平盘和管理。若有新增外国银行分支行纳入头寸集中管理,集中管理行及新增分支行应提前 10 个工作日分别向各自所在地外汇分局报备。
- (四) 外国银行分行实行头寸集中管理后,按照第四十四条、第四十五条核定头寸限额并进行日常管理。其中,涉及业务数据测算的应使用该外国银行境内全部分支行的汇总数据。
- (五) 外国银行分行实行头寸集中管理后,若集中管理行和纳入集中管理的其他分支行均未开办人民币业务,则适用结售汇人民币专用账户的相关规定。若集中管理行已开办人民币业务,境内其他分支行尚未开办人民币业务,则未开办人民币业务的分支行仍适用结售汇人民币专用账户的相关规定,但其结售汇人民币专用账户余额应折算为美元以负值计入集中管理行的头寸。

第六章 附则

- 第五十条** 银行应按照国家外汇管理局的规定报送银行结售汇统计、衍生产品业务统计、银行结售汇综合头寸等相关报表和资料,具体统计报告制度另行规定。
- 第五十一条** 各外汇分局应按年以电子邮件方式向国家外汇管理局报送《(地区)结售汇业务金融机构信息表》(见附 5)、《(地区)辖内金融机构结售汇综合头寸限额核定情况表》(见附 6)。报送时间为每年 1 月底前。电子信箱为:manage@bop.safe。
- 第五十二条** 挂牌汇价、未开办人民币业务的外资银行结售汇人民币专用账户等管理规定,由中国人民银行或国家外汇管理局另行规范。
- 第五十三条** 银行办理结售汇业务违反本细则相关规定的,外汇局将依据《中华人民共和国外汇管理条例》等相关规定予以处罚。
- 第五十四条** 非银行金融机构办理结售汇业务,参照本细则执行,国家外汇管理局另有规定的除外。
- 第五十五条** 本细则自 2015 年 1 月 1 日起实施。

- 附 1. 银行办理即期结售汇业务备案表〔略〕
- 附 2. 银行办理结售汇业务机构信息变更备案表〔略〕
- 附 3. 银行办理结售汇业务机构信息变更备案报表〔略〕
- 附 4. 银行停办结售汇业务备案表〔略〕
- 附 5. （地区）结售汇业务金融机构信息表〔略〕
- 附 6. （地区）辖内金融机构结售汇综合头寸限额核定情况表〔略〕

附件 2

废止外汇管理法规

- 1、《国家外汇管理局关于外资银行改制所涉外汇管理有关问题的通知》（汇发[2007]15号）
- 2、《国家外汇管理局关于调整银行即期结售汇业务市场准入和退出管理方式的通知》（汇发[2007]20号）
- 3、《国家外汇管理局国际收支司关于银行即期结售汇业务市场准入和退出管理有关问题的批复》（汇国发[2007]11号）
- 4、《国家外汇管理局关于进一步完善个人本外币兑换有关外汇管理问题的通知》（汇发[2008]24号）第一条
- 5、《国家外汇管理局关于进一步明确个人本外币兑换统一标识有关问题的通知》（汇发[2008]70号）
- 6、《国家外汇管理局综合司关于外汇指定银行信息变更备案超期限违规行为处罚法律适用问题的批复》（汇综复[2008]63号）
- 7、《国家外汇管理局综合司对外汇指定银行经营结售汇业务信息变更后未按规定备案违规行为处理的批复》（汇综复[2008]117号）
- 8、《国家外汇管理局关于银行结售汇综合头寸管理有关问题的通知》（汇发[2010]56号）
- 9、《国家外汇管理局关于完善银行自身结售汇业务管理有关问题的通知》（汇发[2011]23号）
- 10、《国家外汇管理局关于完善银行结售汇综合头寸管理有关问题的通知》（汇发[2012]26号）
- 11、《国家外汇管理局关于加强外汇资金流入管理有关问题的通知》（汇发[2013]20号）第一条
- 12、《国家外汇管理局综合司关于银行结售汇综合头寸下限计算有关问题的通知》（汇综发[2013]65号）
- 13、《国家外汇管理局综合司关于外国银行分行执行结售汇综合头寸管理政策有关问题的批复》（汇综复[2014]74号）
- 14、《国家外汇管理局关于印发〈银行对客户办理人民币与外汇衍生产品业务管理规定〉的通知》（汇发[2014]34号）